

議会運営委員会記録

○開催日時

平成29年9月4日 午後4時4分～午後4時44分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

| | | | |
|------|---------|----|-----------|
| 委員長 | 今塩屋 裕 一 | 委員 | 宮 里 兼 実 |
| 副委員長 | 持 原 秀 行 | 委員 | 福 元 光 一 |
| 委員 | 杉 菌 道 朗 | 委員 | 徳 永 武 次 |
| 委員 | 永 山 伸 一 | 委員 | 成 川 幸 太 郎 |
| 委員 | 井 上 勝 博 | | |

○議長（地方自治法第105条による出席）

議 長 新 原 春 二

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副 議 長 大 田 黒 博

○その他の議員

議 員 坂 口 健 太

○説明のための出席者

| | | | |
|---------|---------|-------------|---------|
| 総 務 部 長 | 田 代 健 一 | 議 会 事 務 局 長 | 田 上 正 洋 |
| 総 務 課 長 | 平 原 一 洋 | 議 事 調 査 課 長 | 砂 岳 隆 一 |

○事務局職員

| | | | |
|-------------|-----------|---------------|---------|
| 事 務 局 長 | 田 上 正 洋 | 主幹兼管理調査グループ長 | 久 保 淳 一 |
| 議 事 調 査 課 長 | 砂 岳 隆 一 | 管理調査グループ員 | 堀之内 孝 充 |
| 課 長 代 理 | 瀬 戸 口 健 一 | 議 事 グ ル ー プ 員 | 藤 井 朋 子 |
| 主幹兼議事グループ長 | 久 米 道 秋 | | |

○審査事件等

- 1 陳情等の取扱いについて
 - 2 今期定例会に付議される陳情の審議方法について
 - 3 欠席届の取扱いについて
 - 4 意見交換会の開催の諾否について
-

△開 会

○委員長（今塩屋裕一）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（新原春二）皆さんお疲れさまでした。朝晩、だいぶ冷え込んできますけれども、体には十分気をつけて、風邪などお召しにならないように頑張ってくださいと思います。

8月16日の議会運営委員会から、その後結構メジロ押しに行事がありましたので、報告をさせていただきます。

8月16日、前回の議会運営委員会の日に昌寧郡の青少年スポーツ交流団が来られまして交流がありました。中身については、教育長が話したとおりであります。その日、花火大会もありまして、花火大会も一緒に見に連れていったということで、非常にびっくりされて、感激をされていたようであります。

それから、17日には、市の女性活躍推進協議会が発足をしまして、市内の事業主や団体の方々が一堂に会されて、話がありましたように、イクボス宣言をしたところであります。

それから、8月22日には、全日本バレーボール、アンダー23の方々都合宿をされて、今いい成績で進んでいるということの報告もありました。

それから、それぞれ郷土会が開催されまして、8月20日に近畿、26日に東京、29日に鹿児島島ということで、それぞれ郷土会の皆さんが、東京は300名ぐらい、大阪が150人ぐらい、鹿児島島は20名ぐらいということで、開催されたということで、薩摩川内市に期待をされている人が非常に多くて、「おいたちゃ、なよすればよかとよ」ということで、話がありましたけれども、とりあえずふるさと納税をしてくださいますということをお願いしてきたところでした。

それから、9月2日には、陸上自衛隊の川内駐屯地からジブチ共和国に海賊対処支援隊が2名派遣されておりましたが、8月にその任期を終えて

帰ってこられまして、9月2日にその報告会をされたようです。非常に過酷な、連日50度を超える猛暑の中での作業だったということで報告をしますが、頑張ってきてもらって、元気で二人とも、これからの自衛隊の仕事に生かしていきたいという決意もあったようであります。

明日まで一般質問ありますが、それぞれまた頑張ってください、また今回は、決算が途中に入ってきてしますので、決算審査も十分やっていますようによろしくをお願いします。

△陳情等の取扱いについて

○委員長（今塩屋裕一）それでは、陳情等の取扱いについてを議題とします。

まず、提出のあった陳情について、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一）資料1をごらんください。

まず、陳情書でございます。

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出についての陳情書でございますが、提出者は、本市平佐町に所在地があります全日本年金者組合薩摩川内年金者の会から提出されております。8月22日に受理いたしております。

あけていただきまして、写しの2ページでございます。

本陳情につきましては、記以下にあります陳情項目は、年金を引き下げないことなど、3項目となっております。

なお、同趣旨の陳情につきましては、昨年も提出されており、市民福祉委員会に付託していただいたところでございます。

資料1に戻っていただき、お願いいたします。

次に、その他の文書といたしまして、市外から陳情が2件提出されてございます。

1件は、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書で、鹿児島市に所在地があります日本労働者組合（ワーカーズコープ）連合会センター事業団鹿児島谷山事業所かごしま若者サポートステーションから、またもう1件は、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情書について、新潟県村上市に所在地があります全国森林環境税創設促進議員連盟から、それぞれ提出されてございます。

これら2件につきましては、市外からの陳情ということで申し合わせによりまして、文書配付という取り扱いになるかと考えてございます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、それぞれ取り扱いを審査していきます。

まず、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出についての陳情書についてですが、同趣旨のものは、これまで市民福祉委員会に付託されているようです。

これを踏まえて、付託の可否、付託先について、質疑、意見はありませんか。

○委員（井上勝博）市民福祉委員会で。

○委員長（今塩屋裕一）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）それでは、本陳情は委員会付託とし、付託先は市民福祉委員会とすることで御了承願います。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）次は、その他であります。

これらは、提出者が市外のものでありますので、文書配付にとどめる取り扱いにしたいと思いたいが。

○委員（井上勝博）ちょっと伺いたいんですけど、市外からは陳情は文書扱いというようになるということで、ルールのなっているわけですが、本人たちにはそういうことはお伝えしているということでよろしいわけですね。

○議事調査課長（砂岳隆一）その旨は伝えてございます。

○委員長（今塩屋裕一）よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はつきたと認めます。

それでは、これらの取り扱いは、文書配付とすることで御了承願います。

以上で、陳情等の取り扱いについての審査を終了します。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

[当局入室]

△今期定例会に付議される陳情の審議方法について

○委員長（今塩屋裕一）次に、今期定例会に付

議される陳情の審査方法についてを議題とします。一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料2、付議事件等区分表（案）をごらんください。

受理陳情が1件ございます。

先ほど御協議いただきましたとおり、陳情第4号については、9月8日の市民福祉委員会に付託してはと考えます。

次に、今後提出予定議案等ですが、9月19日に報告3件、決算認定議案15件、最終日10月4日に任期満了に伴う人事案件4件の提出が、それぞれ予定されているようです。

○委員長（今塩屋裕一）ただ今、事務局長から説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される陳情の審査方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される陳情の審査方法についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後4時13分休憩

~~~~~

午後4時18分開議

~~~~~

[休憩中に当局退室]

○委員長（今塩屋裕一）ここで、本会議に戻します。

△欠席届の取扱いについて

○委員長（今塩屋裕一）次に、欠席届の取扱いについてを議題とします。

本件については、前回の委員会において、申し合わせ事項に規定していくことで、意見が集約されたことから、本日は、その内容について、御協議いただきたいと思いたいます。

まず資料がありますので、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一）資料3をごらんく

ださい。

申合せ事項に規定いたします内容案を掲載して  
ございます。

議会の会議等が他の行事と重なった場合は、議  
会活動を最優先するものとし、南さつま市議会に  
準じ、5項目の欠席を認める理由を掲載してござ  
います。

まず、本人が負傷又は疾病のため、療養する必  
要がある場合。ただし、2週間以上の療養が必要  
な場合は、医師の診断書を議長に提出するものと  
する。

2項目めといたしまして、親族の負傷・疾病又  
は障害、老齢等により、特別な看病・介護を特  
に要する場合。

3項目めとして、親族が死亡した場合で、葬儀、  
服喪その他必要と認められる行事のため、欠席す  
ることがやむを得ないと認められる場合。

2項目めと3項目めの親族の範囲につきましては  
は、本人の配偶者、子、父母、祖父母その他同居  
の親族を目安とするとしてございます。

4項目めとしまして、証人、鑑定人、参考人等  
として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他  
の官公署へ出頭する場合で、欠席することがやむ  
を得ないと認められる場合。ただし、確認できる  
ものを議長に提示するものとしてございます。

5項目めといたしまして、地震、水害、火災そ  
の他の災害又は交通機関の事故等により、出席す  
ることが著しく困難であると認められる場合。こ  
の場合の事故等には、第三者行為等も含むものと  
してございます。

以上で資料の説明を終わります。

**○委員長（今塩屋裕一）** ただいま説明がありま  
したが、質疑、意見はありませんか。

**○委員（永山伸一）** おおむねこれでいいかとは  
思うんですが、うちの会派で1件、死亡の場合、  
非常に範囲が難しいということで、例えば、後援  
会長、個人の議員ですので、後援会それぞれある  
でしょうが、後援会長がもし亡くなった場合に、  
やはりこれでいけば、出れないのかという部分  
が出てきますよねという話がありました。そういう  
場合も考えられますよねということで、後援会長  
さんが亡くなったときに、議員として出らんわけ  
にはいかなやなという話は、会派で出たのは事  
実です。そこら辺、皆さん方御検討方お願いしま  
す。

**○委員長（杉藺道朗）** 今、後援会長の話も出ま  
したが、ここでは、死亡の親・親族に関しては、  
同居の親族を目安とするというふうにございま  
す。

例えばの話、おじとかおばとか、非常に近い、  
もしくはいとことか、そういう部分に関しては、  
一応目安ということでございまして、状況によ  
っては、もうどうしても出席をせざるを得ないと  
私は感じるころなんです、そういう理解でも  
いいのかなと思うのですがいかがなんでしょうか。

**○委員（持原秀行）** 永山委員のほうから後援会  
長とかというものが出ました。それは、心情的に  
はわかります。ただ、お通夜とかあるわけで、お  
通夜で済ませてというようなものとか、あるいは、  
葬儀が済んだ後駆けつけるというようなことでも、  
十分私は対応可能じゃないかなと思いますので、  
この規定された内容で私はいいと思います。

**○委員（徳永武次）** 見解の問題だと思うんです  
けど、兄弟とかその辺は、遠方とかありますよね。  
だから、その辺はどういう枠組みになるのかな。

**○委員長（今塩屋裕一）** どこまでというのはあ  
りますけど、範囲の問題。県外の兄弟の意見も今  
出ましたし。

**○委員（杉藺道朗）** お通夜に関して言えば、例  
えばの話、いわゆる夕方以降とかそういうのをほ  
ぼ慣例というか、そういう時間帯ですので、それ  
は行けると思う。ただ、葬儀なんかの場合は、例  
えば、そういう本会議とか委員会とぶつかったと  
きどうなのかなという部分でしょうから、徳永委  
員からも出ましたけれども、一応、さっき言いま  
したけど、目安とするということは、それは肝に  
銘じながらも、いわゆる周りの人から見て、「はん  
も議会に出らじ、なよしちよつとな」というよ  
うな、そういうことまでは言われないのかなとい  
うふうに思いますので。「やうんのしがけんみ  
ゃったち言わんさを」という形になりますので、  
そこは、暗黙の了解という言葉がよいかわかりま  
せんがね。そういうあれでもいいんじゃないかと  
私は思いますよ。ここは余りがちがちに決めつけ  
てしまえば……。

**○委員（徳永武次）** 私もそう思うんですよね。  
実際のところはしっかりと、兄なら兄、義理の姉な  
ら姉としっかりと議長のほうに、あれを出して、  
こういうことで葬儀に出ますと、いついつ、2日  
なら2日、3日なら3日という形で、それをきち  
っと出して、それが一つのベースとして考えて、

お互いがやっていけばいいんじゃないかなと思っ  
てるんですけどね。

○委員（井上勝博） やっぱりある程度規定です  
ので、例えばこの中にその他特別に議長が認める  
場合とか、そういうふうになれば、何ら問題ない  
ことだと私は思います。

○委員（成川幸太郎） 今の井上委員の分は、第  
3項目にそれをつけるってことですね。トータル  
じゃなくて、第3項目にだけ、葬儀とかそういう  
ときに、できたら親子兄弟といいますか、兄弟ぐ  
らい出といてもいいのかなと思いますし、その他、  
先ほど出ましたとことかなんとかその他、もし  
議長に申請をして、特別な申請をして認められた  
ものというふうにしといたほうが良いような気が  
します。

○委員長（今塩屋裕一） じゃあ、この規定に、  
この親族というか、親子兄弟ですかね、これを取  
り入れる形で、よろしいですかね。

事務局はどうですか。

○事務局長（田上正洋） 今、成川委員のほうか  
ら提案がありましたように、（3）の後段のほう  
に、その他議長が特に認める場合という文言を入  
れば、よろしいのではというふうを考えます。

○委員長（今塩屋裕一） じゃあ、その文言を入  
れるということで、よろしいですかね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一） では、規定どおりとい  
うことでよろしいですかね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一） 御異議ありませんので、  
そのように決定しました。

なお、本日の結果を踏まえ、次回の委員会で申  
し合わせ事項の改正を行いたいと思いますので、  
御了承願います。

以上で、欠席届の取り扱いについてを終了しま  
す。

△意見交換会の開催の諾否について

○委員長（今塩屋裕一） 次に、意見交換会の  
開催の諾否についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一） 資料4をごらんく  
ださい。

今回、意見交換会の開催を申し込んでおられま  
す団体は、薩摩川内市高齢者クラブ連合会でござ

います。

テーマは、第7期介護保険事業計画に伴う新地  
域支援事業実施に向けて、5万人会員増強運動実  
施に係る薩摩川内市高齢者クラブ連合会の任務に  
ついてということでございます。

また、希望日時については11月を、開催場所  
については総合福祉会館を希望されてございます。

なお、事務局といたしましては、受諾すること  
といたしまして、対応班は2班でいかかかと考え  
てございます。

○委員長（今塩屋裕一） ただいま、説明があり  
ましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一） 質疑、意見はないと認  
めます。

それでは、薩摩川内市高齢者クラブ連合会との  
意見交換会の対応班については、2班とすること  
で御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一） 御異議ありませんので、  
そのように決定しました。

以上で、意見交換会の開催の諾否についてを終  
わります。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後4時28分休憩

~~~~~

午後4時44分開議

~~~~~

○委員長（今塩屋裕一） ここで、本会議に戻し
ます。

△閉 会

○委員長（今塩屋裕一） 以上で、議会運営委員
会を閉会したいと思います、御異議ありません
か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一） 御異議ありませんの
で、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会
委員長 今塩屋 裕 一